

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

①法人概要

名称・法人種別	社会福祉法人 東洋会
代表者氏名	理事長 崎村 俊裕
所在地	小田原市城山2-3-46 TSビル4F
電話番号	0 4 6 5 (6 6) 5 8 8 2

②事業所の概要

事業所名	ジョイアスらいふケアセンター
所在地	小田原市小船2 1 3 番地 1
電話番号	0 4 6 5 (4 4) 1 1 0 1
管理者	小倉 京子
サービス提供地域	小田原市・二宮町・中井町・大磯町・平塚市

2. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※必要に応じて利用者等からの相談に対応するため、365日24時間の連絡体制（輪番制）を確保しております。

上記営業時間以外の連絡先：080-6582-2203

3. 職員体制

職種	職員数
管理者	1名（介護支援専門員との兼務）
介護支援専門員	常勤専従3名（うち1名は管理者と兼務）

4. サービスの内容

①事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

②居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。

③居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行ないます。

④利用者球はその家族は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう、担当ケアマネジャーに求めることができます。また利用者及びその家族は、ケアプランに位置づけられている指定居宅サービス事業所について、その事業所を位置づけた理由の説明を担当ケアマネジャーに求めることができます。

⑤要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう努めるとともに医療サービスとの連携に十分配慮いたします。また、医療サービスの利用にあたっては、利用者の同意を得て医師へ意見を求めるとともに、主治医へ居宅サービス計画書を交付します。

⑥利用者が入院する場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行が行えるよう入院先医療機関との連携を行います。**担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関へお知らせください。また、入院される際は、担当ケアマネジャーへ連絡をください。**

⑦事業者は、居宅サービス計画の作成後においても利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

⑧前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について記録を整備し、居宅介護支援提供の完結の日から5年間適正に保存します。

5. 費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるために自己負担金はありません。ただし介護保険料の滞納等の事情によってはその限りではありません。

通常のサービス提供地域以外の地域については所定の交通費（実費相当）が必要になります。

（料金表）

	<u>サービス内容</u>	<u>単位</u>	<u>介護報酬額</u> (1単位×10.70円)
通常算定される項目	要介護1・2	1,086単位/月	11,620円
	要介護3・4・5	1,411単位/月	15,097円
	特定事業所加算Ⅲ※	323単位/月	3,456円
状況により 算定される項目	初回加算	300単位/月	3,210円
	入院時情報連携加算Ⅰ	250単位/月	2,675円
	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位/月	2,140円
	退院・退所加算	450単位/月～ 900単位/月	4,815円～ 9,630円
	通院時情報連携加算	50単位/月	535円

※特定事業所加算は、中重度や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

※介護負担割合が1割の方の料金表です。介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じ、2割の方は×2、3割の方は×3となります。

6. ハラスメントの防止

①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②利用者やその関係者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

7. 虐待の防止

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する法人への委員会へ定期的に参加し、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③介護支援専門員に対し虐待防止に繋がる研修を定期的に参加します。
- ④これらに掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

8. 身体的拘束等の原則禁止

当事業所では利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。上記のやむを得ない状況に該当し身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 感染症の発生及びまん延の防止

事業所における感染症の発生及びまん延を防止するために次に掲げる措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する法人への委員会へ定期的に参加し、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止に繋がる研修を定期的に参加します。

10. 業務継続計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に参加します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 相談・苦情対応窓口

サービスに関する相談や苦情については下記の窓口にて対応いたします。

相談窓口	電話番号	0465-44-1101
	FAX番号	0465-44-1103
	担当者	小倉 京子
	受付時間	午前8時30分～午後5時30分（日曜日を除く）

なお公的機関においても苦情申出等ができます。

小田原市 高齢介護課	所在地	小田原市荻窪300番地
	電話番号	0465-33-1827
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	横浜市西区楠木町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

二宮町 福祉保険課	所在地 電話番号 受付時間	中郡二宮町二宮961番地 0463-71-3311 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
大磯町 福祉課	所在地 電話番号 受付時間	中郡大磯町東小磯183番地 0463-61-4100 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
中井町 健康課	所在地 電話番号 受付時間	足柄上郡中井町比奈窪56番地 0465-81-5546 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
平塚市 高齢福祉課	所在地 電話番号 受付時間	平塚市浅間町9番1号 0463-21-9621 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
苦情第三者委員	町田 達哉 電話番号 鈴木 榮子 電話番号	(小田原海外市民交流会副会長) 0465-43-1632 (小田原橘南地区社会福祉協議会会長) 0465-43-1354
(保険者が上記以外の場合)	所在地 電話番号 受付時間	

【説明確認欄】

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要事項について説明し、同意のもと交付しました。

事業所 事業所名 ジョイアスらいふケアセンター
 説明者名 _____ 印

本書面により重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 氏名 _____ 印
 代理人 氏名 _____ 印